

障害福祉サービス事業所各位
各区高齢・障害支援課障害者支援担当 各位

障害施設サービス課長
障害施策推進課長

訓練等給付事業・地域相談支援給付（地域移行支援）のうち、

利用期間等が設定されているサービスの利用期間を延長する場合の取扱いについて

1 本通知の目的

本通知は、訓練等給付事業・地域相談支援給付（地域移行支援）における利用期間等が設定されているサービスのうち、定められた利用期間を超えて利用する場合の考え方や判断基準、手続きの流れを横浜市内の障害福祉サービス事業所及び各区高齢・障害支援課障害者支援担当に周知するものです。

2 障害福祉サービス等における標準利用期間について

障害福祉サービスにおける訓練等給付によるサービスのうち、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「宿泊型自立訓練」、「就労移行支援」、「就労定着支援」、「自立生活援助」（以下「有期限サービス」という。）については、当該サービスを継続して利用できる期間（以下、「標準利用期間」という）が設定されています。

また、「共同生活援助（サテライト型住居利用・移行支援住居利用・退居後定着（※退居後共同生活援助サービス費）」）及び「地域移行支援」についても同様に、一定の期間内に効果的・集中的な支援を行う観点から、住居の利用期間や給付決定期間が設定されています。（以下、「標準利用期間等」という）

3 標準利用期間等を超えて支給決定を希望する場合に審査会の審査等を受ける必要があるサービス

標準利用期間等が定められている障害福祉サービス等については、原則、期間内に当該障害福祉サービスの利用を終了し、利用者を就労または地域での自立生活へとつなげていただきます。

標準利用期間等を超えて、やむを得ない事由によりサービスや共同生活援助における住居（サテライト型住居・移行支援住居）の利用期間を延長する必要があるとき（以下、「延長申請」という）は、市町村審査会の個別審査を経て認められた場合のみ、標準利用期間等を超えた期間の支給決定の更新が可能です。ただし、延長は原則1回まで（自立生活援助を除く）です。

審査会による審査を経て認められた場合に限り、利用期間の延長が可能な障害福祉サービス等は以下の通りです。

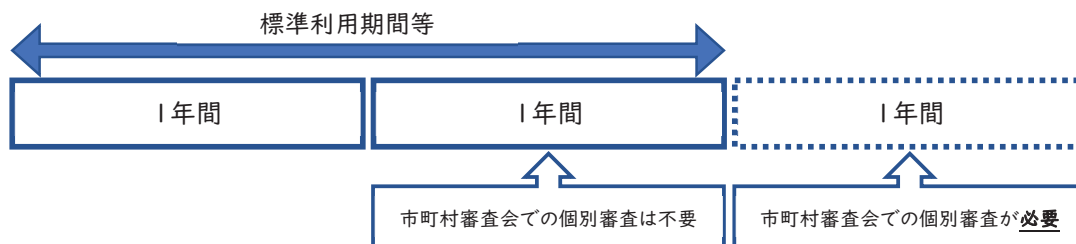
サービス名・内容	標準利用期間等	延長可能な期間	特記 (審査会を要しない延長理由等)
(1) <u>自立訓練（機能訓練）</u> 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援	18か月 (1年6か月)	最長 12 か月 (1年)	頸髄損傷による四肢の麻痺、その他これに類する状態にある場合は 36 か月 (3年)
(2) <u>自立訓練（生活訓練）</u> 食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練、日常生活上の相談支援	24か月 (2年)	最長 12 か月 (1年)	以下の場合、36 か月 (3年) ・長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者

《次ページへ続く》

サービス名・内容	標準利用期間等	延長可能な期間	特記 (審査会を要しない延長理由等)
<p>(3) 宿泊型自立訓練 夜間の居住の場を提供し、家事等の生活能力等の維持・向上のための訓練を行うとともに、地域移行に向けた支援等</p>	24か月 (2年)	最長12か月 (1年)	・長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者等、2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者等
<p>(4) 就労移行支援 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適正に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援</p>	24か月 (2年)	最長12か月 (1年)	養成施設は、専門課程の36か月(3年)又は高等課程の60か月(5年) 国立障害者リハビリテーションセンター、国立函館視力障害センター、国立神戸視力障害センター、国立福岡視力障害センター、京都府立視力障害者福祉センター等
<p>(5) 自立生活援助 定期的な巡回訪問や随時の対応により単身等の障害者の地域生活を支援</p>	12か月 (1年)	最長12か月 (1年)	市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能。
<p>(6) 共同生活援助 (サテライト型住居利用) 本体のグループホームから概ね20分以内の場所にアパート等の部屋を借りて、地域において単身等で生活するための支援を実施。</p>	36か月 (3年)	最長36か月 (3年)	
<p>(7) 共同生活援助 (移行支援住居利用) 共同生活援助の利用前から、一人暮らし等をするための支援を希望する者に対して集中的な支援を実施。</p>	36か月 (3年)	最長36か月 (3年)	
<p>(8) 共同生活援助(退居後定着) ※退居後共同生活援助サービス費 グループホーム退居後の支援として、本人への相談支援や新しい住居における在宅の支援チームへの引継ぎ等を実施。</p>	3か月 (退居日の属する月から3か月経過した日の属する月まで)	最長3か月	
<p>(9) 地域移行支援 施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者が、地域生活へ移行するための支援。</p>	6か月	最長6か月	対象者の状態に応じて必要と認める場合は、6か月以内で1回までは更新可能

利用期間の更新の取扱いのイメージ

例) 就労移行支援



4 延長申請の必要性を判断する基準

(1) 自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練・就労移行支援・自立生活援助

➡以下の①～⑤の全ての基準を満たしていることが必要です。

①	利用者が当該サービスの利用延長を希望していること
②	<p>これまでの支援内容が適切なものと認められること</p> <p>【確認するポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の内容、頻度等が適切なものであったか ・利用者のステップアップが認められるか ・段階に応じた支援計画の見直し又は定期的な見直しが行われているか ・関係機関や企業等との連携が認められるか
③	<p>支援計画通りに支援を進められなかった(標準利用期間等の範囲内に支援が完了しなかった)やむを得ない理由があること(利用者本人または事業者が不安であるから等の理由は不可)</p> <p>【やむを得ない理由の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の傷病等により支援が中断した場合 ・実習等受入れ先等とのトラブルにより支援が中断した場合 ・家庭の事情等により一時的に支援が中断した場合 ・一般就労へ向けてより高度な知識・技能の習得が必要となった場合 ・災害等 ・生活環境の大幅な変化により、支援が中断した場合又は個別支援計画の方針が大幅に変更となった場合
④	<p>今後の個別支援計画について、利用者本人の希望や意欲等を勘案し、目標の達成が可能で具体的な支援内容となっていること</p> <p>【確認するポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用期間延長により、就労又は地域での自立生活ができると見込まれるか ・利用期間延長により、地域生活への移行が具体的に見込まれるか
⑤	<p>延長が必要な期間が適切に設定されていること</p> <p>【確認ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画案における支援内容及び支援目標は延長に必要な期間として妥当か

●自立訓練(機能訓練、生活訓練)の利用延長について

以下のア及びイにいずれも該当する場合は、最大12か月(1年)の延長に加え、さらに最大12か月(1年)の延長が1回まで可能です。この場合も、(1)の①～⑤の全ての基準を満たしていることが必要です。

ア 複数の障害を有する障害者であること

イ それぞれの障害特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果改善が具体的に見込まれること

(2) 共同生活援助(サテライト型住居利用・移行支援住居利用・基本決定(退居後定着))

➔【サテライト型住居利用・移行支援住居利用の場合】①②③⑤又は①②④⑤

【基本決定(退居後定着)の場合】①②③⑤

の基準を満たしていることが必要です。

①	利用者が当該サービスの利用延長を希望していること
②	これまでの支援計画・支援内容が適切なものと認められること 【確認するポイント(サテライト型住居利用・移行支援住居利用)】 ・おおむね3年間で単身生活に移行できる計画となっていたか ・単身生活に向けて、必要となる課題が把握されていたか ・把握した課題に対して、適切な支援が行われてきたか ・単身生活に向けたステップアップが認められるか また、段階に応じた個別支援計画の見直し又は定期的な見直しが行われているか 【確認するポイント(基本決定(退居後定着))】 ・退居前の支援や調整状況はどのような状況か。 ・退居時点で把握されていた課題は何か ・把握した課題に対して、適切な支援が行われてきたか
③	支援計画通りに支援が進まなかった要因を把握できていること 今後の支援計画が、単身生活に向けた具体的な支援内容となっていること 【確認するポイント】 ・計画どおりに支援が進まなかった要因が把握できているか(「単に見通しが甘かった」は不可) ・現時点での課題を把握できているか ・課題を解決するための支援計画(支援内容)が、具体的なものであるか ・環境の変化、本人の状態変化等、予期できなかった事由がある場合、それらに対する支援計画が立てられているか ・利用期間の延長により、単身生活等への移行又は退居後の生活の安定が見込まれるか
④	転居先が決まっているが、やむを得ない事由により利用期間内での転居ができない場合 【確認するポイント】 (アパート等への転居) ・転居先・転居時期が決まっているか ・利用期間内に転居できないと認められる事情があるか (他のグループホーム等への転居)※「単身生活」から「グループホームでの支援」に方針変更の場合 ・転居先のグループホームや転居時期が決まっているか ・利用期間内に転居できないと認められる事情があるか
⑤	延長が必要な期間が適切に設定されていること 【確認ポイント】 ・個別支援計画案における支援内容及び支援目標は延長に必要な期間として妥当か

5 事業者による延長申請の流れと必要書類

(1)【事業者】援護の実施機関へ連絡 ※横浜市の場合は受給者証発行区

サービス及び住居の標準利用期間等が終了する2か月前までに援護の実施機関へ連絡してください。

※共同生活援助(退居後定着 ※退居後共同生活援助サービス費)の場合について

共同生活援助(退居後定着 ※退居後共同生活援助サービス費)の場合、標準利用期間が3か月と非常に短期間であることから、援護の実施機関への連絡については、利用期間終了の1か月前まで可能とします。

ただし、非常に短期間で下記(2)、(3)に記載の個別支援会議等の開催や書類提出が必要となりますので、ご注意ください。

(2)【事業者・区】利用期間延長の必要性の判断(個別支援会議等の開催)

利用期間の延長の必要性の判断のため、個別支援会議等による意見交換や利用者の意思確認等を行います。

(3)書類作成と提出

ア 利用者本人から区役所に提出する書類

- ① 障害福祉サービス等支給申請書

イ 事業者から区役所に提出する書類

以下の書類を作成、用意の上、区役所にご提出ください。

- ① 標準利用期間延長にかかる利用者概況シート【別紙2】

・利用者本人の最新情報を記載してください。

- ② 個別支援計画及びアセスメント票の写し

・事業者等が作成した利用開始当初作成分と直近最終作成分を提出してください。

- ③ 利用期間延長にかかる個別支援計画案

・利用期間を延長した場合の個別支援計画案について作成し、提出してください。

- ④ 訓練等給付事業・地域相談支援給付の利用期間延長にかかる評価結果報告書(別紙3-1~3-3※)

・評価結果報告書は、利用期間延長の可否を判断する資料になるため、できるだけ詳細に記入してください。

・延長を必要とする期間については、単に最長期間を記入するのではなく、訓練の進捗状況等を踏まえて必要な利用期間を記入してください。

※対象サービスにより、様式が異なります。

- 自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練・就労移行支援・自立生活援助

→別紙3-1

- 共同生活援助(サテライト型住居利用・移行支援住居利用)

→別紙3-2

- 共同生活援助(退居後定着 ※退居後共同生活援助サービス費)

→別紙3-3

- ⑤ 上記①~④以外で事業者が提出を希望する書類・資料等

・必要に応じ、提出した目的等を記載してください。

ウ 区役所から所管課(障害施策推進課・障害施設サービス課)へ提出する書類

※区役所における事務処理の詳細については、別途「標準利用期間等を超える訓練等給付事業・地域相談支援給付(地域移行支援)の支給決定事務について」もご確認ください。

① 標準利用期間等を超える訓練等給付サービス・地域相談支援給付(地域移行支援)に関する審査依頼【別紙5】

② 事業者から作成・提出された上記イの①～⑤の書類

③ 標準利用期間延長にかかる事前確認シート(個別支援会議等の記録)【別紙1】

・利用者本人を含めた個別支援会議等を行い、本人・事業者・相談支援専門員等と標準利用期間延長に関する意見交換や意思確認等の上、シートを区役所で作成、担当部署内で供覧し提出してください。

④ 訓練等給付事業・地域相談支援給付(地域移行支援)利用期間延長にかかる区役所意見(別紙4-1～4-2※)

※対象サービスにより、様式が異なります。

● 自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練・就労移行支援・自立生活援助
→別紙4-1

● 共同生活援助(サテライト型住居利用・移行支援住居利用・退居後定着 ※退居後共同生活援助サービス費)
→別紙4-2

6 問い合わせ先(令和7年4月1日時点)

サービス名	連絡先
自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練、就労移行支援	健康福祉局障害福祉保健部 障害施設サービス課施設等運営支援係 TEL:671-3607
共同生活援助 (サテライト型住居利用・移行支援住居利用・退居後定着)	健康福祉局障害福祉保健部 障害施設サービス課共同生活援助担当 TEL:671-3565
地域相談支援給付(地域移行支援)、自立生活援助	健康福祉局障害福祉保健部 障害施策推進課相談支援推進係 TEL:671-4133